(設置)

第1条 文化行政の総合的な企画、調整及び推進を行うため、文化行政推進会議(以下「会議」 という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる職員及び市長の指定する職員をもって組織する。

(会長等)

第3条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は文化の振興を所掌する部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員を もって充てる。
- 3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門分科会)

- 第5条 会議に総合的文化課題を検討するため、文化振興基本計画推進専門分科会(以下「専門分科会」という。)を置く。
- 2 専門分科会は、当該専門分科会に関係のある課等のうちから、委員長が指定した課等の 課長等が推薦した職員をもって組織する。
- 3 専門分科会に分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 分科会長は文化行政の計画及び調整を所掌する課長等をもって充て、副分科会長は分科 会長が指名する会員をもって充てる。
- 5 分科会長は、分科会において検討した事項を会議に報告しなければならない。
- 6 第3条第3項及び第4項並びに第4条の規定は、分科会長の職務及び専門分科会の会議に準 用する。

(庶務)

第6条 会議及び専門分科会の庶務は、文化スポーツ観光部文化振興課が行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門分

科会の運営に関し必要な事項は分科会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

市長室長 経営企画部長 総務部長 財務部長 文化スポーツ観光部長 民生局福祉こども部長 民生局地域支援部長 健康部長 経済部長 都市部長 建設部みどり政策担当部長 建設部港湾担当部長 上下水道局経営部長 教育委員会事務局教育総務部長 同学校教育部長